

## 多子軽減について

多子軽減とは、市民税課税世帯のうち、第2子以降の未就学児にかかる、児童発達支援・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援の利用者負担を軽減する制度です。

就学児、または無償化対象児（満3歳になって初めての4月1日から入学まで）は、多子軽減の対象外です。

### <対象>

- ① 児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援を利用し、兄または姉が保育所等（※1）に通う第2子以降の未就学児
  - ※1 保育所等とは、保育所、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認定こども園、児童心理治療施設、特例保育、家庭的保育事業等をいいます。
- ② 世帯の市民税所得割（住宅借入金等特別控除等あり）の合計額（※2）が77,101円未満（世帯の年収が概ね360万円未満）で、兄または姉（※3）が通所決定保護者と生計が同じである第2子以降の未就学児
  - ※2 世帯の市民税所得割合計額から、住宅借入金等特別控除・寄附金控除を行い、廃止前の年少扶養控除をふまえた額です
  - ※3 年齢は問いません。また、同居を要件としているものではなく、例えば、就学や療養のために別居していても余暇には帰省をしたり、医療費や生活費を送金したりしている場合も含まれます

### <多子軽減適用後の利用者負担額>

第 1 子：厚生労働大臣が定める基準により算定した額の10/100  
 　　（ただし、無償化対象児童の場合は0/100）

第2子軽減対象者：児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援の総費用の5/100  
 　　（ただし、無償化対象児童の場合は0/100）

第3子以降軽減対象者：0

多子軽減適用後の利用者負担額を合算した額と、所得区分に応じた利用者負担上限月額を比較し、低い方が利用者負担額となります。

### <必要書類>

世帯の市民税所得割（住宅借入金等特別控除等あり）の合計額が77,101円以上（世帯の年収が概ね360万円以上）の世帯で、未就学児の兄または姉がいる場合、兄または姉の「在園証明書等」が必要です。